

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う工事従事者資格認定講習会等の取扱いについて

一般社団法人 日本鉄道施設協会

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、工事従事者資格に関する講習会等を中止します。つきましては、講習会等が中止の場合における工事従事者資格の講習会等の取扱いを以下のとおりとします。

### 記

#### 1 中止する講習会等

2020年3月5日以降、以下の講習会等を「中止」とします。ただし、技術者養成に関する資格など、この期間に実施する必要があるものを除く。資格認定機関で別途感染防止対策を定めて実施するものを除く。

- ※ 中止とする講習会等
  - ・ 資格認定講習会（新規・継続）
  - ・ 運転適性検査
  - ・ 10条教育講習会
- ※ 実施する講習会（技術者養成に関する資格講習会）
  - ・ レール溶接作業責任者（新規・継続）
  - ・ 線閉責任者(在)ATOS(新規)【中野のATOS訓練室における実技講習】

#### 2 資格継続に関する有効期限の考え方

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴った継続認定講習会中止の場合に限り、工事従事者が資格の有効期限内に講習を受講できないときは、継続認定講習会再開後に受講することで、資格継続扱いとする。

#### 3 運転適性検査の取扱い

2項による場合、省令又は規程で定めた資格については運転適性検査受検日から3年+1ヶ月間（前後1ヶ月の取扱準用）までを有効とし、それ以降については、当該資格者として従事できない。ただし、有効期限内に運転適性検査を受検し、合格した場合はその限りでない。

- ※ 省令又は規程で定めた資格
  - 線閉責任者(在来線)、線閉責任者(在来線ATOS)、線閉責任者(新幹線)、踏切監視員(ロープ)、特殊運転者(MC)、特殊運転者(検測車)、軌道機械操作者、確認車作業責任者、軌道工事管理者(在来線)(機械施工)、軌道工事管理者(新幹線)(機械施工)

#### 4 省令第10条に基づく係員の教育及び訓練の取扱い

省令第10条に基づく係員の教育及び訓練（以下、「10条教育」という）については、年1回実施することを定めており、一般的には単年度に1回実施している。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、2019年度に実施する計画の10条教育が中止となった場合には、2020年度に速やかに代替日を計画し実施することとする。この場合、代替日の10条教育はあくまでも2019年度分であり、2020年度の10条教育を省略することはできない。

#### 5 その他

- (1) 本文書は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う講習会等の中止に関わる取扱いに限定するものであり、それ以外の資格有効期限等の取扱いについては、従来通りとする。
- (2) 医学適性検査が必要な資格については、資格認定の手引きに定めるとおり、年度内に1回受検が必要である。医学適性検査の取扱いについては、従来通りとする。
- (3) 本文書の適用により資格継続扱いとなった者については、継続認定講習会再開後、遅滞なく継続認定講習会を受講すること。

連絡先 保安事業部 03-5846-5680